

# 川崎認定保育園保育料補助金の御案内（第2版）

川崎認定保育園保育料補助金の申請期日が近くなりましたので、申請手続きについてお問合せのよくある案件について御案内いたします。

こちらのQ&Aについては、川崎市役所のホームページにあります「川崎認定保育園保育料補助金」のページにも掲載させていただいておりますので、そちらをご覧ください。



## Q&A

### 【申請者について】

Q1：補助金は世帯主以外も申請できるの？

A1：住民票の写しにより児童の保護者であることを確認できるため、お父様、お母様、どちらのお名前でも申請できます。ただし、補助金の振込先口座の名義人は、申請者と同一人にしてください。

### 【通帳の写しについて】

Q2：通帳のない口座やインターネットバンキングを振込先に指定する場合は、何を添付すればいいの？

A2：銀行名、店番号、口座番号、預金種別、口座名義人（読み仮名）を確認させていただきますので、その内容が記載されたキャッシュカードのコピーや、ネット画面を印刷したものを添付してください。

### 【税金関係書類について】

Q3：確定申告をした場合でも、添付は源泉徴収票だけでいいの？

A3：確定申告をしている場合は、必ず確定申告書の控えをご提出ください。

Q4：パソコンから e-tax で確定申告をした場合は、何を添付すればいいの？

A4：「平成25年分の所得税の申告内容確認票」と「平成25年分の申告書等送信票（兼送付書-控用-）」の添付をお願いします。（国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」にある「メッセージボックス確認」から出力できます。）

Q5：書面で確定申告をしたが、確定申告書の控えに税務署の収受印がない場合はどうすればいいの？

A5：確定申告書の控えと併せて、還付金の通知のコピーや、振り込まれた金額が記載されている通帳のコピー、追加で納税した際の領収書など、申告処理をしたことが分かるものの添付をお願いします。

Q6：前年の税書類を提出することになっているが、前年収入がなかった場合は何を添付すればいいの？

A6：「収入がなく所得税がなかった」ことを確認するため、『平成26年度市民税・県民税非課税証明書』（市税事務所・市税分室等での手続により発行）の添付をお願いします。（ただし、配偶者の源泉徴収票や確定申告書で、無収入につき配偶者控除がされていることが確認できる場合を除きます。）

Q7：源泉徴収票や確定申告書の控えを紛失してしまい、所得税を証明するものがない場合はどうすればいいの？

A7：源泉徴収票については、勤務先に再発行してもらうようお願いいたします。

確定申告書の控えについては、e-taxで申告をしている方はQ4を参照してください。また、パソコンで申告書を作成し、そのデータを保存している方はQ5のとおり申告処理をしたことが分かるものを添えて提出してください。

どうしても確定申告書の控えが見つからず、やむをえず提出できない場合は、下記の書類に記載されている内容から所得税額を推定計算します。ただし、あくまで推定のため、実際の所得税額と異なる場合がありますので、なるべく書類を揃えていただきますようお願いいたします。

- ・(会社等に勤務の方)平成26年度給与所得等にかかる市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書のコピー【平成26年5月～6月頃に勤務先等から配布】
- ・(自営業等の方)平成26年度市民税・県民税税額決定・納税通知書及び課税明細書のコピー【平成26年6月上旬頃に市税事務所から送付】
- ・(上記の書類を添付しない場合)平成26年度市民税・県民税課税証明書【市税事務所・市税分室等での手続により発行】

Q8：税書類を提出するつもりがない場合はどうすればいいの？

A8：提出する必要はありませんが、対象児童が0歳から2歳児で、提出がない場合は月額1万円の補助金額になります。提出のない方については、確認のため保育課からお電話をする場合がありますので、あらかじめ『税金関係書類添付用紙』の余白に提出しない旨の記入をお願いします。

### 【補助金額について】

Q9：収入がどのぐらいなら、補助金が2万円になるの？

A9：各家庭で所得控除額が異なり、それによって課税される所得も変わるため、「いくら」とは一概に言えません。源泉徴収票の「源泉徴収税額」（「住宅借入金等特別控除の額」に金額が記載されている場合はその金額も足し合わせる）や、確定申告書A第1表の②②「上の②①に対する税額」、確定申告書B第1表②⑦「上の②⑥に対する税額」の項目を参考にしていますが、保育料補助金については、年少扶養控除など、所得税を再計算させていただきます。

### 【提出方法について】

Q10：申請書類の提出は園ではなく、直接、市役所に郵送していいの？

A10：郵送でもかまいません。下記のお問い合わせに記載されている住所に送付をお願いします。

## お問い合わせ

【担当部署】川崎市市民・こども局こども本部保育課調整第2係

【住所】〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

※来庁の際は川崎市役所第3庁舎（川崎区東田町5-4）14階の保育課が窓口となります。

【電話】044-200-3128（平日、8:30～12:00、13:00～17:15）